

高大連携の観点からの高等学校 「総合的な学習の時間」に関する考察

— 望ましい高大連携構築に向けて —

高橋 利行

- 1 はじめに
- 2 総合的な学習の時間の創設の経緯
- 3 総合的な学習の時間の開設
- 4 総合的な学習の時間導入の実際
- 5 平成 15 年の総合的な学習の時間の改正
- 6 総合的な学習の時間における高大連携について (その 1)
- 7 現行指導要領の改訂まで
- 8 現行学習指導要領の改訂
- 9 総合的な学習の時間の具体的実践
- 10 おわりに

1 はじめに

平成 11 年(1999 年)3 月に公示された学習指導要領において「総合的な学習の時間」が導入された。この総合的な学習の時間は以降の学習指導要領の改訂においても継続され、平成 29 年(2017 年)の学習指導要領の改訂を見据えた平成 28 年(2016 年)12 月 21 日の「学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」において、名称を「総合的な探求の時間」に変更することが提言された。総合的な学習の時間においては導入当初から、児童・生徒が現代直面する教育課題を解決する能力を養うことが期待されており、高等学校教育において非常に大きな位置を占める教育活動となってきた。

本稿においては、高大連携の観点から、高等学校の総合的な学習の時間について創設から現在までの経緯をたどり、そこをフィールドとした高大連携の在り方について考察する。なお、本稿では全日制の普通科設置校における総合的な学習の時間に限定して論ずることとする。

2 総合的な学習の時間の創設の経緯

21 世紀を目前に控えた平成 7 年(1995 年)4 月 26 日文部科学省は中央教育審議会に対して「21

世紀を展望した我が国の教育の在り方について」諮問した。そこでは「21世紀にむけて、国際化、情報科、科学技術の発展、高齢化、少子化や経済構造の変化など、我が国の社会は大きく変化しており、このような変化を踏まえた新しい時代の教育の在り方が問われるとともに、今日、受験競争の過熱化、いじめや登校拒否の問題など様々な教育上の課題に直面している」と、その当時の教育のおかれている状況が厳しいことを前提として、その状況を改善することが諮問理由とされている。諮問文において以下の3点について審議を要請した。

- 「(1) 今後における教育の在り方及び学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方
- (2) 一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善
- (3) 国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方

この諮問を受けて中央教育審議会は平成8年(1996年)7月29日に第一次答申を出し、総合的な学習の時間の創設を要請した。この答申では審議の基本的方向性として「今後における教育の在り方として、〔ゆとり〕の中で、子供たちに〔生きる力〕を育てていくことが基本であると考えた」と述べている。この答申で、現在まで引き続いて教育の重要な考え方となっている「生きる力」が初めて提案された。

この審議会は平成14年(2002年)からの完全学校週5日制の導入に向けた教育の在り方を議論する場であったため、ゆとりの中で生きる力を育てるという考え方が基本的なものとなった。その後、「ゆとり教育」については国際的な学力調査の結果等から、児童生徒の学力の伸長との関連で議論が繰り返されることとなった。それらの議論を踏まえて、文部科学省は、現行の学習指導要領がスタートする平成22年(2010年)に発行したリーフレットで、「これからの教育は、『ゆとり』でも、『詰め込み』でもありません。次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる『生きる力』を身に付けてほしい。そのような思いで、新しい学習指導要領を定めました」と「生きる力」を「ゆとり」の議論から切り離し、今後のあるべき教育の方向性であると強調している。

まず「生きる力」の導入当初の定義をみていく。この第一次答申においては「これからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに強調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。…我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を『生きる力』と称することとした」と定義している。その「生きる力」を育むために、教育課程内(時間割の中)に「総合的な学習の時間」を位置付けることが必要であると提言している。学校教育において今までにない新たな領域が付け加えられることとなった。その総合的な学習の時間は、児童生徒がその学習を通して、その時々^の教育課題を解決する力を身に付けていくことが期待されるものであり、従来の教科教育とは異なるものであることが大きな特徴である。

3 総合的な学習の時間の開設

平成8年(1996年)の第一次答申で、総合的な学習の時間について「『生きる力』が全人的な力であるということを踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進し得るような新たな手立てを講じて、豊かに学習活動を展開していくことが極めて有効であると考えられる」とし、「一定のまとまった時間を設けて横断的・総合的な指導を行うことを提言したい」としている。また、その内容として「国際理解、情報・環境のほか、ボランティア、自然体験などについての総合的な学習や課題学習、体験的な学習が考えられる」としている。

さらに、「その具体的な取り扱いについては、子供たちの発達段階、学校や地域の実態等に応じて、各学校の判断により、その創意工夫を生かして展開される必要がある」として、各学校に取扱いが委ねられる部分が多い教育活動であることが特徴である。

これを受けて平成11年(1999年)3月告示の高等学校学習指導要領の「総則編」において

「1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。

2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること

とされた。上の2で例示されているが、総合的な学習の時間は現代社会が直面している課題を広範囲に扱い、あたかも「課題を解決するための切り札」のような様相を呈している。学校としては、その実情に応じて運営できる自由度はあるものの、具体的に何をどのように扱えばいいのか困惑したことは確かである。

なお、導入当初「総合的な学習の時間」は、学習指導要領において学習指導全般について記されている「総則編」に示されていたが、平成20年(2008年)の改定においては、教育課程上における位置づけを明確にするために、別に章立てをして、目標や内容等が具体的に示されたことを注意しておく。

4 総合的な学習の時間導入の実際

各高等学校においては学習指導要領の告示を受けて平成12年度(2000年度)から移行措置として総合的な学習の時間が導入することができるようになった。当初は新しい取り組みでもあり、各校において困惑が見られたが、文部科学省及び県教育委員会は各種研修会等を通じて周知徹底

に努め、学習指導要領の「ねらい」に記されているように、各学校がそれぞれの実情に応じて工夫していくこととなった。

ここでは、学校における総合的な学習の時間の実際の運営状況について、岐阜県下公立高校の校長が組織する任意団体である岐阜県高等学校長協会の部会「教育課程研究委員会」の実施したアンケート調査に基づいて考察する。（以下のデータは各年度末発行の校長会誌による）

(1) 平成 12 年度 (2000 年度) 調査より

移行期間がスタートして「導入することも可」とされた中においても、多くの普通科高校において、総合的な学習の時間に取り組み始めた。しかし、実際の実施に対しては、不安が先行した。研究委員会のアンケートの中で、特に課題としてあげられているものは「評価が難しい」「担当する教員を決めるのが難しい」「学習活動が多様で教師の手に余る」などがある。従来になかった活動であることからの素直な反応である。これらの課題は徐々に各学校の努力により解決の方向で進んでいくが、現在においても、これらは多かれ少なかれ課題として残されている。また、普通科高校、特に進学希望者が多い学校の本音として、「大学入試との関連で教師の指導意欲がわからない」という意見があげられている。共通一次試験、センター試験の導入から約 30 年経っており、大学入学者選抜制度が落ち着いた中で新しい取組みが導入されたことで、教師側が柔軟に対応できないという硬直性を見せたものである。この流れは平成 30 年度からの大学入試改革への高等学校側の戸惑いへと続くものであると考える。

アンケートに戻ると、施設面の課題として「小グループで活動できるセミナー教室やコンピュータ室の不足」、人的な課題として「専門的に指導できる人材がほしい」などの意見もあげられている。教師が、新しい総合的な学習の時間の導入に対して理想的には理解し、理想的な状態で教育活動を行いたいと考える一方、実際の活動を考える際には、従来からの教育環境や人的配置の状況下では多くの課題があると考えている状況が伺われる。これらの課題を解決することは学校内だけで完結することが難しく、他の教育機関との連携など、特に大学との連携等を通して解決しなければいけない状況である。この面でも、大学側から高等学校へ総合的な学習の時間における教育活動の提案が受け入れられやすい状況にある。大学側が、このような高等学校側に状況を把握し、高大連携に積極的に関わっていくことが重要である。

(2) 平成 14 年度 (2002 年度) 調査より

この年度には総合的な学習の時間の評価方法についてアンケート調査が行われた。評価の具体的な取り組みとして「生徒の活動状況や提出物を評価する」「発表内容を評価する」「自己評価、相互評価、文書記述による評価を行う」などが挙げられており、従来から高校で行われていたテストの点数を中心とする評価とは異なる取組みがみられ、小中学校と比較して硬直化しがちな高

等学校の評価にも大きな変化がみられてきた。

この年のアンケートにおいても、課題として人的な面で「担当教員の不足と負担増」「担当者の指導力の向上」「外部講師の招聘」「職員研修の充実」があげられ、施設・設備面では「図書館等の活動施設の不足」「コンピュータ台数の不足」があげられている。それらの課題に対しても各学校の具体的な工夫が始まっており、「地域の施設の活用や余裕教室の利用」などの取組がみられる。また、予算面の課題として「外部講師への報酬」「需用費や備品費」「校外活動の事前調査や引率旅費などの予算措置」を多くの学校が挙げており、新しい取り組みに対して、人的対応や予算措置が伴っていないことが学校現場にとって大きな負担となっている状況は否めない。

(3) 平成 15 年度 (2003 年) 度調査より (実施 1 年目)

この年度から総合的な学習の時間が本格的に実施された。授業時間としては、ほとんどの学校において、各学年 1 単位 (1 週間に 1 時間の実施) 3 年間で計 3 単位実施する体制がとられた。実際の運営全般にかかる学校における工夫を、アンケート結果からあげる。

「・学習内容により学年ごとの実施と学年を超えてテーマ別に実施することを併用している。

・学年を追って内容が発展していくよう、テーマの継続性に留意して計画を立てている。

・LHR と連続の時限にすることにより、内容によっては 2 時間連続で実施できるようにしている。

・インターンシップ、農業体験、学校見学等の体験学習を内容に取り込み実施している」

などがあげられる。県教育委員会としても、年 1 回実施している教育課程研究会や、校長会、教頭会、教務主任会議など各種研究会において、事例研究の時間を設けるなど、総合的な学習の時間の円滑な実施に向けて各学校の工夫を県下全体で共有しようとする動きが行われた。

また、総合的な学習の時間の担当者に関しては

「正担任 (47 校), 副担任 (44 校), 教科・科目担任 (34 校), 内容により校務分掌の係, 卒業生, 外部講師等 (28 校)」 (公立全日制・定時制高等学校, 特別支援学校 89 校による複数回答)

が挙げられており、学校が、そのテーマ設定などに応じて柔軟な対応を取っていることがわかる。

しかし、実際の運用が始まると、普通科高校においては総合的な学習の時間が教員定数算出の要素になっていないことによる人的な負担も具体的に明らかになってきた。これは岐阜県独自の課題である可能性もあるが、教員の意識の上では大きな問題とあげられる。平成 16 年度 (2004 年度) の調査ではあるが、「教員の持ち時間にカウントされない総合的な学習の時間の持ち時間は、普通科高校 33 校において 623 時間に上っている。」と述べられている。これは 1 校当たり 1 週間に 18.8 時間となり、これだけの時間数を全員の教員で分担しながら実施している状況であり、意識面だけでなく、実質的に負担となっている。

この年度も実施上の問題点・課題についての調査がされているが、

「校内の施設設備の不足 (28 校), 時間割の複雑化 (22 校), テーマの設定が難しい (20 校), 必要経費の予算が不足 (20 校), 教員の負担が大きい (46 校), アプローチや指導が難しい (20 校), 教員の指

導力不足(9校), 評価が難しい(34校)」(前記89校による複数回答)

しかし、実際の授業実施に当たって学校はよく工夫をして対応してきたと考えられる。

- 「・時間割を操作して、空き教室や会議室等の施設を活用する。
- ・特別時間割を作成する。
 - ・興味関心を持ち継続して取り組めるテーマについて生徒と教員が相談して決定する。
 - ・県立学校長自主プラン(*後注1)・能力開花支援事業(*後注2)を積極的に活用する。
 - ・各クラスに副担任を一人ずつ配置し担任と役割分担をするなどして、全教職員で担当する態勢を確立する。
 - ・学習会等で教職員の力量の向上を図る。
 - ・資料の共有化を行う。
 - ・(評価については)総合学習ノートの自己評価欄を参考にする。ポートフォリオの活用。生徒同士の評価を導入。体験先に評価を依頼する。」

があげられており、初めての取組ではあるが学校がそれぞれの独自性を出して工夫している姿が見られる。

(4) 平成16年度(2004年度)・平成17年度(2005年度)調査より

この2年間については、実施上の問題・課題について普通科高校だけを対象とした調査結果があるのでそれについて考察する。

表1 総合的な学習の時間実施上の問題・課題

		平成16年度		平成17年度	
		校数	割合1	校数	割合2
1	時間割が複雑で授業変更が難しい	6	18.2%	2	6.5%
2	アプローチや指導が難しい	9	27.3%	4	12.9%
3	教員の指導力不足	3	9.1%	5	16.1%
4	指導体制・協力体制不十分	4	12.1%	2	6.5%
5	校外施設との連携が難しい	1	3.0%	2	6.5%
6	テーマの設定が難しい	7	21.2%	5	16.1%
7	評価が難しい	15	45.5%	6	19.4%
8	関心を高めることが難しい	1	3.0%	4	12.9%
9	生徒の基礎学力不十分	2	6.1%	2	6.5%
10	他教科の授業時間が不足する	1	3.0%	1	3.2%
11	その他	3	9.1%	11	35.5%

(注意：校数は複数回答、割合1：対象33校中の割合、割合2：対象31校中の割合)

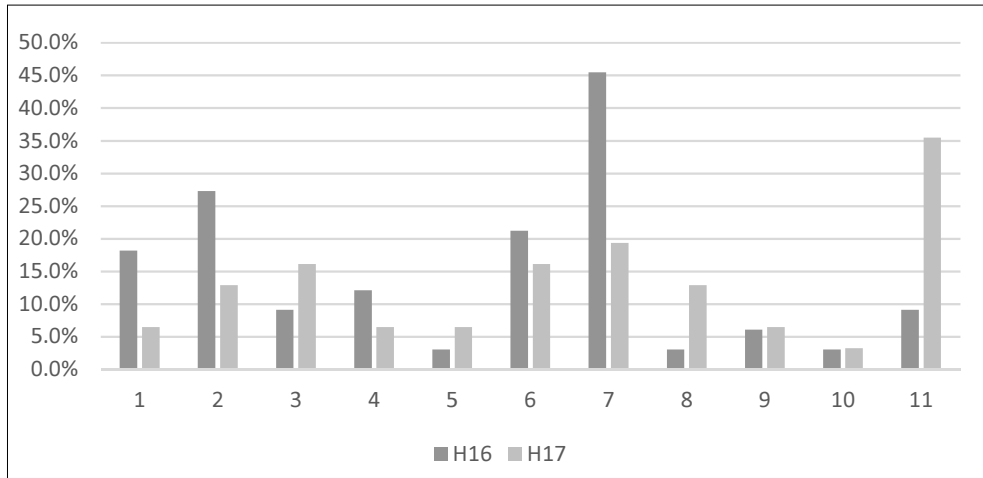
「11 その他」については、

「平成16年度：教材費・実習費の出所がない、授業後の実施のため放課後の活動に影響する、教員の負担増

平成17年度：教員の負担増、LHRとの区別がつかない内容、教材費・実習費の捻出、体験学習受け入れ事業所の確保、施設設備の不十分さ」

この状況を次ページのグラフ1にまとめた。この結果から導入1年目と2年目とのあいだに学校の管理職である校長の問題意識の変化がみられる。平成16年度(2004年度)には、項目1, 2, 6, 7のような、運営上の課題が意識されているが、平成17年度(2005年度)には、より良い指導をするための改善に関する項目3や8が意識されるようになってきた。このことについて実際の声として校長会誌では、平成17年度(2005年度)に「実施の3年目に入り、各校が実施した上で部分的な修正を行うなどの新しい段階に入ってきていることがわかる、全体的に各校がそれぞれの実態に即して工夫ある実施運営がなされていると言えよう。特に実施学年を1, 2, 3年次にしたり、履修形態を通年型としたりする学校が増えてきていることから、一般教科のような年間にわたり安定した課題を設定しようとする傾向がうかがわれる」とされている。(下線筆者) 学校が新しいものを自分の中に取り入れていく様子が見えてくる。

グラフ1 総合的な学習の時間実施上の問題・課題



しかし、各学校においては、導入当初、総合的な学習の時間のねらいのなかの「学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む」ことを重視して教科の学習の発展形態として考えるか、「自己の在り方や生き方」をより重視しキャリア教育的な側面を重視した取り組みを行うのかによって運営の仕方が大きく分かれることとなった。これらの動きは岐阜県だけではなく、文部科学省としては、これらの取組は「総合的」でないとし、その後充実・改善を図るようになっていく。

(5) 平成18年度(2005年度)以降の調査より

それ以降の校長会によるアンケートでは総合的な学習の時間の教員の持ち時間に関するものを中心となり、運営は各学校がそれなりに、今までの取組を継続して行っていくことになる。平成

20年度(2008年度)の調査報告では「普通科などでの教員の持ち時間にカウントされない総合的な学習の時間の負担については、従前からの課題となっているが、解決されていない。具体的な内容については、普通科では進路と学習が2大テーマ、一方専門科では課題研究や実習などの学習が最も多い」「普通科と専門科とでは課題や取り組み方に違いがある」とされている。このような実際の運営については、次回の教育課程の改訂の中で文部科学省から改善を求められるものとなる。

5 平成15年の総合的な学習の時間の改善

学習指導要領については、従来10年を目途に改訂されてきたが、近年、社会の変化が10年単位では追いつかないほど激しくなり、その動きに適切に対応するために、必要に応じた改善がされるようになってきた。平成15年(2003年)10月の中央教育審議会「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策」答申において、「総合的な学習の時間の一層の充実」が提言された。

この答申では、まず学校における実施の課題が次のように提示された。

「○具体的な『目標』や『内容』を明確に設定せずに活動を実施し、必要な力が児童生徒に身に付いたか否かの検証・評価が十分行われていない

○教科との関連に十分配慮していない

○教科の時間への転用

○児童生徒の主体性や興味・関心を重視するあまり、教員が児童生徒に対して必要かつ適切な指導を実施せず、教育的な効果が十分上がっていない」

その当時教育の場にいた者として、これらの課題は、多くの学校において多かれ少なかれ当てはまるものであると感じられた。多くの現場の校長は、これまでも目の前の状況に応じて対応してきており、さらなる改善については頭を抱えていた。そのことについて文部科学省も理解しているとみられ、答申において、「教員の負担感、学習のテーマ設定の難しさ、具体的な実施内容に関する教員などの悩みなどを考慮し、何らかの参考となる手引きが必要であるとの指摘もある」と述べられている。この手引きについては平成22年(2010年)に中学校について発行され、高等学校については、平成25年(2013年)7月に「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(高等学校編)」が発行されることとなった。

文部科学省は平成15年(2003年)12月付けで学習指導要領の一部を改正した。総合的な学習の時間について、ねらいとして従来の2項目に加えて新たに以下が加えられ3項目となった。

「2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

(3) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること

これは、答申で「各教科等における学習との関連、知識や技能と生活との結び付きに配慮しつつ、

学びへの動機付けを図る指導を行う」必要があるということに対応したものであるが、学校においては従来あまり行われていなかった教育活動であり、非常に困難を感じたものであった。

6 総合的な学習の時間における高大連携について（その1）

また、この答申において総合的な学習の時間の具体的な展開について提言されている。

「①『目標』『内容』を定め、『学校としての年間計画』を作成する。

②自己評価を実施すること等により取り組み内容を不断に検証する。

③学校間での実施上の情報や意見の交換を行う

④教員の役割・責任を明確にし、教員が明確な目標及び内容を設定する

⑤各教科等における学習との関連、知識や技能と生活との結び付きに配慮しつつ、学びへの動機付けを図る指導を行う

⑥学校図書館等の活用、様々な活動についての専門的知識や経験を有する公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携・協力や、地域の施設や経験豊かな人材など多様な教育資源の把握・活用を進めることが望ましい」

この小論においては、高大連携の観点から、高等学校における総合的な学習の時間について述べようとしているが、この答申において、高大連携の在り方についても、その方向性が示されていると考えられる。

ア 上記⑥において、高等学校が従来持っている教育資源だけでなく、他の教育資源についても活用していくことが推奨されている。従って大学の教育資源を高等学校へ提供することについては積極的にを行うことは高等学校サイドとしても歓迎されることである。

イ ⑤については、大学が高等学校の学習内容を理解したうえで、高校生に学びの動機づけを行えるような教育内容を大学教育の観点から提供することが考えられる。また、各教科間の関連については、より幅広い観点を持つ大学の教員からのアドバイスは非常に有益である。

ウ ③について大学の持っているネットワークを高等学校へも提供することによって、高等学校の情報収集の範囲や活動範囲が広がることとなり、教育活動の幅が広がっていく。

エ ①については計画段階から、大学でのノウハウを提供することにより、高等学校にとっては今までの枠を超えた学びの場が得られることとなる。

オ ②については、生徒の自己評価を評価に生かすという高等学校の苦手とする手法であることから、大学のゼミ等の評価で類似の手法があればそれを提供することは高等学校においては非常に有益なこととなる。

以上のように、高大連携として今までの出前講座や施設見学だけのものから、高等学校と大学とが総合的な学習の教育内容で連携できるようになることは、これからの高大接続を考える上で非常に重要な視点である。所謂「入試接続」から「教育接続」が総合的な学習の時間をフィール

ドとして可能となるのではないか。

7 現行指導要領の改訂まで

現行指導要領の改訂と「総合的な学習の時間」について記すところではあるが、その間の教育界の大きな変革に触れておく。

(1) 「学びのすすめ」について

平成 10 年(1998 年)前後から社会では、いわゆる「ゆとり教育」について批判がおこなわれるようになった。それを受け、文部科学省は平成 14 年(2002 年)1 月「確かな学力向上のための 2002 アピール『学びのすすめ』」を出すこととなった。このアピールでは「確かな学力」の向上のために、指導に当たっての重点を明らかにした方策を示し、各学校に取り組みを着実に進めていくことを要請している。その中で「総合的な学習の時間」については「総合的な学習の時間などを通じ、子供たちが学ぶ楽しさを実感できる学校づくりを進め、将来、子供たちが新たな課題に創造的に取り組む力と意欲を身に付ける」とされて、「学ぶ」という側面が大きく取り上げられ、学力向上に向けた方向性が示された感じがする。

(2) 教育基本法改正について

平成 18 年(2006 年)12 月に学校基本法改正が行われ、平成 19 年(2007 年)6 月には学校教育法の改正が行われた。これらを受けて、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会が開かれ平成 20 年(2008 年)1 月に答申が出される流れとなっていく。

教育基本法の改正では、それまでの「教育の方針」が削除され、「教育の目標」が具体的に示されたことが特徴である。(* 後注 3)

教育基本法で法制化された目標を受けて学校教育法が改正されていくことになる。その中の高等学校の目標についてはこの稿と関係するものであるから以下に挙げておく。

「学校教育法（高等学校）」

第 51 条（教育の目標） 高等学校における教育は、前条に規定する目的（* 後注 4）を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 義務教育として行われる普通教育の成果をさらに発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

- 3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと

この目標が、総合的な学習の時間に直接関わってくることになる。前にも書いたが総合的な学習の時間が「課題を解決するための切り札」のような役割をますます強く担わされていくようになる。

8 現行学習指導要領の改訂

平成 17 年（2005 年）に文部科学省から、中央教育審議会へ教育課程の基準全体の見直しについての検討が諮問され、それを受けて平成 20 年（2008 年）1 月 7 日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について（答申）」が出された。以下この答申に基づき総合的な学習の時間がどのように変化していくのか見る。

まず、総合的な学習の時間が一番影響を受ける「生きる力」についてみていくと、答申では、「平成 8 年（1996 年）の答申以降、1990 年代半ばから現在にかけて顕著になった、『知識基盤社会』の時代などと言われる社会の構造的な変化の中で、『生きる力』をはぐくむという理念はますます重要になっていると考えられる」とし、上で見た、教育基本法と「生きる力」の関係を次のように述べている。「平成 18 年（1996 年）12 月に約 60 年ぶりに改正された教育基本法において新たに教育の目標等が規定された」とし、教育の目標をあげたあと、学校教育法で「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識および技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定されたことを挙げ「このように、改正教育基本法及び学校教育法の一部改正によって明確に示された教育の基本理念は、現行学習指導要領が重視している『生きる力』の育成にほかならない」として、『『生きる力』とは ーそれは、知・徳・体のバランスの取れた力のこと」（平成 23 年度（2011 年度）文部科学省作成保護者用パンフレット）と記されている。これは当初の平成 8 年（1996 年）の定義からは大きく変化したものとなっている。そして、「新しい学習指導要領では、子供たちの『生きる力』をより一層はぐくむことを目指します」とし「それぞれの力をバランスよく伸ばしていくために、教科等の授業時数を増加し、教育内容を改善します。」（平成 23 年度（2011 年度）文部科学省作成保護者用パンフレット）と学習指導要領改訂の基本方針を述べている。時代の変化に合わせ「生きる力」の考え方が変化し、それに伴って総合的な学習の時間も変化していくこととなる。学校の現場としてはこの変化に戸惑いを持ったことは否めない。

この答申で、今までの総合的な学習の時間について、次を課題として指摘している。

「総合的な学習の時間の実施状況を見ると、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られる。また、小学校と中学校とで同様

の学習活動を行うなど、学校種間の取組の重複も見られる。

- ・こうした状況を改善するため、総合的な学習の時間のねらいを明確化するとともに子供たちに育てたい力（身に付けさせたい力）や学習活動の示し方について検討する必要がある。
- ・総合的な学習の時間においては、補充的学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る教育が行われたり、運動会の準備などと混同された実践が行われたりしている例も見られる。そこで、関連する教科内容との関係の整理、中学校の選択教科との関係の整理、特別活動との関係の整理を行う必要がある。」

答申では、これに続いて改善の基本方針を示している。この方針に基づき、学習指導要領の改訂が行われ、高等学校の新学習指導要領は平成 21 年 (2009 年)3 月に告示された。以下、改訂指導要領における総合的な学習の時間についてみる。

今回の改定で大きく 2 点について改正が行われた。

- ① これまで、総則において趣旨や狙いが定められていたが、今回の改定では、教育課程における位置づけを明確にし、各学校の指導の充実を図るため、総則から取り出して新たに第 4 章と位置付けた。
- ② 従前は、総合的な学習の時間の授業時数については、卒業までに 105 ～ 210 単位時間（3 単位～6 単位相当）を標準とし、学校は生徒の実態に応じて、適切に配当するものとされていたところを、総合的な学習の時間の標準単位数を 3 ～ 6 単位であると明確に示した」

まず、「第 1 目標」が定められたが、従来の総則における狙いと併記することによりその違いを明確にしていこう。

今回改定の目標

横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、共同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

従来のねらい

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。
- (3) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

従来のねらいの (1)(2) は、ほぼそのまま継承されているが、「横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して」の文言が新たに目標に含まれた。これが入った理由について平成 21 年 (2009 年)12 月の「高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」（文部科学省）において

「○『生きる力』が全人的な力であることを踏まえると、横断的・総合的な指導を一層推進する

必要がある。

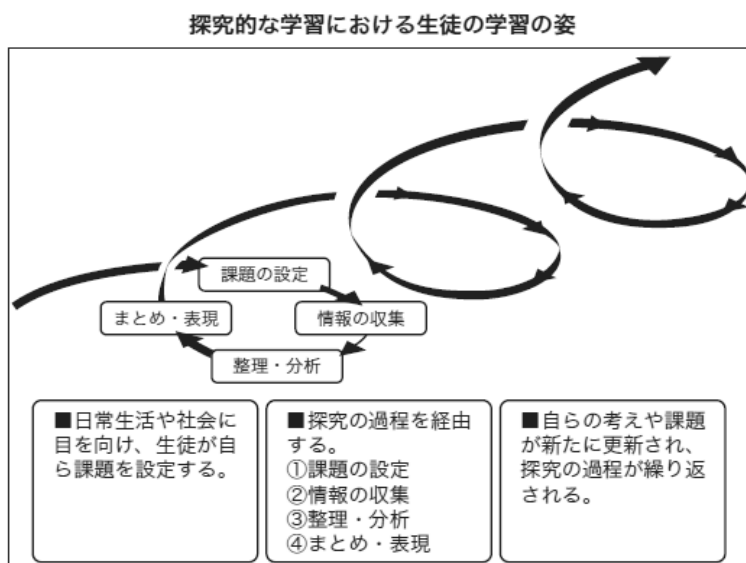
- 各教科・科目等の学習を通して身に付けた知識・技能等は、本来生徒の中で一体となって働くものと考えられるし、一体となることが期待されている。
- 容易には解決に至らない日常生活や社会、自然に生起する複合的な問題を扱う総合的な学習の時間において、その本質を探ってみ極めようとする探求的な学習によって、この時間の特質を明確化する必要がある」

としており、「総合的な学習の時間における探求的な学習とは、問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく下図のような一連の学習活動のことである」とし、次の図2を挙げている。

先にも述べたように、今回の学習指導要領の改訂より、総合的な学習の時間が、第4章として独立した。これにより、「高等学校学習指導要領の解説 総合的な学習の時間編」が発行されることとなった。この解説書が発行されることにより、総合的な学習の時間についての具体的なイメージが深まることとなり、各学校において教育課程の編成が具体的に進むようになってきたことに繋がっていく。また、ある意味では、今までのようなキャリア教育だけを扱ったり、教科の補充用のような形式をとったりすることはできなくなってきたこととなる。各学校が学校独自の目標を明確に定め具体的な学習活動を仕組む必要が出てきたということである。

特に高等学校普通科においては、現在、共通一次試験の廃止が議論されるなど、高大接続の改善が狙上に上り、東京大学や京都大学で推薦入試が導入されるようになってきた状況を踏まえると、これからの大学入試の在り方を視野に入れて総合的な学習の時間の在り方を検討することになってきた。また、文部科学省ではSSH,SGH,SPHなどの新しい学校の枠組みづくりも推進しており、高等学校教育が大きく変化していく兆しを見せている。そのような中で、総合的な学習の時間が舞台として脚光を浴びてきている。

図2 高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 より



9 総合的な学習の時間の具体的実践

高等学校学習指導要領においては「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に総合的な学習の時間を展開する上での具体的な記載がある。これに基づき、筆者が校長を務めた時期の大垣北高等学校（以下A高校と呼ぶ）におけるSGHの取組について、総合的な学習の時間の観点から紹介をする。もちろんSGHの取組がすべて総合的な学習の時間と重なるものではないが、A高校のSGHにおいては生徒の学習活動の舞台として総合的な学習の時間を使っており枠組みとして参考となるものであると考える。また、これから述べる取り組みは、SGH等の特殊なケースだけのものではなく、一般の学校においても当てはまるモデルであるとする。

(1) 各学校の目標について

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

各学校には教育目標があり、その教育目標に従って教育活動を行っている。その学校目標が多くの場合育てたい生徒像である。これと総合的な学習の時間の目標との間にどのような関連性を持たせるかは学校の状況による。総合的な学習の時間で、短期的な目標を達成しようとするのであれば身近な目標とするであろうが、中長期的な視点であれば学校の教育目標を意識したものとなる。

A高校の場合はSGHであることも意識して以下の5つを目指す生徒の姿とした。

- ①将来、国際社会を舞台にリーダーとして社会に貢献しようという志を持って、主体に学び続け、希望する進路を実現する生徒
- ②課題発見力・設定力を持ち、他者と協力して課題解決できる力を身に付けた生徒
- ③論理的思考力・表現力を身に付け、物事を多面的かつ総合的にとらえることができる生徒
- ④高い外国語コミュニケーション能力を身に付け、異質な他所と適切なコミュニケーションを図ることができる生徒

A高校の場合「誠実・友愛・努力」を校訓としている、上の目標はその校訓を、グローバル社会の一員であることに焦点を当てて具体化したものである。各学校においても、総合的な学習の時間を教育活動全体の中でどのような位置に位置付けるかということを管理職として判断しなければいけない。この目標が明確でないと行事の寄せ集めになってしまう恐れがある。最初に明確にしなければいけない重要なポイントである。

(2) 指導計画について

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習指導方法や指導体制、学習の評価などの計画などを示すこと。

一般の教科においては、学習指導要領に定められた各教科の指導目標に従って、各教科において指導計画を作成している。この際に、当然各学校の生徒の状況が反映されたものとなっていく。この作業は各教員にとって長年の経験もあり、たとえ転勤等で学校の状況が変化しても今までの経験知により、適切な指導計画を作成することができる。しかし、総合的な学習の時間については設置されて間もないこともあり、この指導計画の作成が容易ではない。特に目標の決定自体が各学校に任されていることから、管理職の指導力が重要になってくる。特に、岐阜県においては、特色ある学校づくりが県の教育指導計画においても重要視されており、学校の特色を明確にすることが、管理職の大きな役割となっている。

A高校の場合にはSGHの年間指導計画の作成に当たっては、大学教員のアドバイスを仰ぐこととした、グローバル社会に生きる生徒の育成を掲げたことから国際理解教育の専門家のアドバイスを得ることが必要であると考えた。今までの高校教育では直接扱うものではないために、先行的に研究している大学での手法を取り入れることを期待したものである。このように外部の教育資源を取り入れることは今後の高校教育にとってますます重要なこととなる、その意味でも高大接続の観点は重要になってくる。特にSGH場合はSGUとの連携も謳われているが、それ以外の学校においても、近隣の大学あるいは今まで連携をしている大学とともに総合的な学習の時間の計画を立てることは有意義であると考え。特に、大学の側から見ると、従来のような出前講座、オープンキャンパスのような単体の取組ではなく、ある高校と長期にわたりその高校の課題を共有しながら、大学におけるゼミなどの実践のノウハウを進んで提供し、長期にわたる連携を考えることが今後の高大連携の在り方であると考え。また、ここで言われている、指導体制や評価についても大学におけるゼミ指導の手法が高校にとっては大いに参考となるものである。

(3) 創意工夫した教育活動について

- (2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探求的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。

高等学校の教員は各自の教科については、自分なりの指導方法が確立しており、自信を持った

指導ができています。しかし、科目横断的な指導については経験もなく「指導できない」と投げ出してしまいう傾向にある。しかし、各教科において知識だけを生徒に教えるわけではない。数学、国語、理科の学習指導要領の目的の文言を引用する。

「数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高める」

「実生活で生きて働き、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力を身に付けること」

「科学的に探究する能力と態度を育てるとともに、自然の事物・現象についての理解を深め」

これらは教科指導の枠を超えて学校の教育活動全体でも扱えるものである。

A高校の場合、学級を単位として、グループに分かれて課題研究に取り組むシステムをとった。指導には基本的には担任と副担任が当たることとなる。生徒のテーマと担任や副担任の専門教科が異なることの方が多い。高校教員としては今まで経験したことのない教育活動となることから、大学の教員に高校生を直接指導してもらう機会や、大学院生にTA（ティーチング・アシスタント）として高校生を指導してもらう機会を設けた。高校教員はそれらの場に立ち合い、その流れの中で生徒の論文作成を援助していくこととした。このことは教員の力量向上に非常に大きく寄与するところとなった。また別途教員研修を行った。教員の指導力向上にも大学が高等学校と共同できる場面は多いと考える。

(4) 日常生活とのかかわり

(3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。

総合的な学習の時間については当初から、体験活動や地元を題材とした内容の取扱いの重視が言われてきた。これらの点について生徒たちは、中学校までの経験もあり積極的に活動する。しかし、課題となるのは、学校の設定した目標と日常的な活動とをどのように関連付けるかという点にある。A高校においても、「グローバルな観点」から物事を考察することに重点に置いたことから、それと日常的なものをとらえることは課題として残された。

現在、各大学でもフィールド・ワークが行われており、このノウハウを高校に伝えることは、高校においても非常に有益である。「本学では、このようなフィールド・ワークを行っている」ということを幅広く高等学校にアピールし、高校での生徒の活動を支援することが今後の高大連携の切り口となると考える。

(5) 自分自身との関わり

(4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。

高校生は学習に対して打算的であるといえる。教科の学習を大学入試のためや資格取得の為だけだと割り切って考える傾向にある。総合的な学習の時間においてその考え方を改善しようとすることについては理念としてはよくわかる。A 高校においても国際関係の事柄をいかに自分のこととして意識させるのが大きな課題であった。そのため、留学生と直接話をすることや、研修でベトナム、カンボジアへ出向くことなどいろいろな活動を仕組んだ。生徒が、研究している課題や学習をいかに「自分のこと」として捉えるようになるかに注力したが、いまだ効果的な方法は得られなかった。

高大連携という観点でとらえれば、実際に研究活動を行っている大学生・大学院生と高校生が接点を持つことが一番いいのではないだろうか。今までの高大連携では大学教員が高校に出向くことが多かったが、これからは学生も共に出向き、生徒との共同作業をすることが、年齢も近いことから高校生にとって効果的であると考えられる。

(6) 自分の生き方をみつめる

(5) 学習活動については、地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などをおこなうこと。

専門高校においては、総合的な学習の時間を課題研究で代替することができる。専門高校を選んだ高校生は自分の生き方がある程度は持っており、課題研究では、自ら生き方を考えることとなる。しかし、普通科高校においては日頃の学習と自分の進路・生き方との関係は希薄とならざるを得ない。その意味で、総合的な学習の時間もイベントとしてとらえてしまう生徒が多い。

A 高校においても、国際理解を目標と設定したが、サブテーマとして、5つの領域を設定し、自分の興味関心にあったものを選べる工夫は行った。しかし、そのテーマでレポートを書くことが自分といかに関わるかは全員が明確にして取り組めたわけではない。このためにもやはり、大学生や留学生など、実社会を目前とした先輩が何を考えているのか共有することが有用であると考えた。また、英語については進学校では大学受験のためと捉えがちであるが、留学生との会話、テレビ会議システムの利用、ネイティブの授業など、これからのコミュニケーションにとっては必須の手段であることの認識を持つような指導には力点を置いた。

(7) 知識の寄せ集めにならない指導

(6) 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

この点についても専門高校においては自分の属する学科以外の活動を見ることにより、自分の学んだ事柄と工業なり商業なりの分野全体との関連性を考えることが容易かもしれない。しかし、普通科高校にとって特別活動の行事等と総合的な学習の時間との関連を考えることはむづかしい。

A高校も部活動での国際交流の活動を行い、それをアピールすることにより、生徒個人が総合的に判断できることも考えた。また、「ユネスコスクール」の指定を目指すことなどにより、意識付けをしようとした。

これも高大連携としては重要なことで、自分の大学がどの分野でどのような研究活動を行っているかをアピールすることが、結果として自分の強みの分野での高大連携を可能にするものとなる。

(8) 学習の深化について

(7) 各教科・科目及び特別活動の目標及内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。

総合的な学習の時間と特別活動の関連については、導入当初から議論となったところである。特別活動が、その目標にあるように（*後注5）「集団活動を通して」行われることが、総合的な学習の時間のグループ活動等と混同されるようである。しかし、各学校が、総合的な学習の時間の目標を明確にしていけばその混同もなくなってくる。

A高校においては、なるべく多くの教員がSGHの取組に関りを持つことに留意した。これにより、各教師が当事者意識を持ち、積極的に生徒の研究に関与し、自分の専門分野を生かしていくことで教科・科目の関連性が生まれ、生徒の研究もより深いものとなることを狙ったものである。

10 おわりに

高等学校普通科における総合的な学習の時間について、設立当初からの流れを追いつつ高大連携の観点から私論を述べてきた。今、大学入試改革や高大接続が議論されているが、その流れの中で総合的な学習の時間の意義はより一層増すものと考えられる。高大接続が「入試接続」から「教育接続」になるためにも大学教育に携わる多くの研究者の方々が高等学校の総合的な学習の時間についての理解を深めていただくことを願う。学生が高校でどのように学んできたかを知っていただくとともに、積極的に高等学校と連携を持っていただくことを期待し論を閉じる。

後注1 県立学校長自主プラン推進事業

「各学校が主体的な特色ある教育活動を展開するための財政的支援を行い、21世紀に求められる個性豊かな人材を育成するとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していきます。」（岐阜県 HP より）

後注2 能力開花支援事業

「目的に即した講師を登録し、県立学校からの要請に応じて派遣することによって以下の支援を行う。

- ・生徒の優れた能力を引き出し伸ばす。
- ・教職員の教育に対する識見を高めることを通して、各学校における個性化教育の推進をする。」（岐阜県 HP より）

後注3 学校教育法（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切に環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

後注4 学校教育法 高等学校（教育の目的）

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

後注5 特別活動の目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。（高等学校学習指導要領）